

別紙 保育料表

周南市私立幼稚園保育料（新制度）									
階層区分	子区分		利用者負担額			【県事業】			
			教育認定子ども		ひとり親等世帯	子区分	多子世帯		
①生活保護世帯	保護者と生計を一にする子ども (年齢制限なし) ※同居をしていない子どもを含む	第1子	0円	→	0円	0円	同一世帯で保護者が税法上扶養している子どもをいう。 第3子以降に該当(無料)	0円	
		第2子	0円	→	0円	0円		0円	
		第3子以降	0円	→	0円	0円		0円	
②市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)		第1子	0円	→	0円	0円		0円	
		第2子	0円	→	0円	0円		0円	
		第3子以降	0円	→	0円	0円		0円	
③市民税所得割課税額 5,000円以下		第1子	7,850円	→	7,850円	3,000円		同一世帯で保護者が税法上扶養している子どもをいう。 第3子以降に該当(無料)	0円
		第2子	0円	→	0円	0円			0円
		第3子以降	0円	→	0円	0円			0円
④市民税所得割課税額 10,000円以下	第1子	7,850円	→	7,850円	3,000円	0円			
	第2子	0円	→	0円	0円	0円			
	第3子以降	0円	→	0円	0円	0円			
⑤市民税所得割課税額 77,100円以下	第1子	7,850円	→	7,850円	3,000円	0円			
	第2子	0円	→	0円	0円	0円			
	第3子以降	0円	→	0円	0円	0円			
⑥市民税所得割課税額 211,200円以下	子区分は、小学校3年生から幼稚園児までの範囲において、最年長の子どもを第1子とし、2人目は第2子、3人目以降は第3子とする。	第1子			12,260円	同一世帯で保護者が税法上扶養している子どもをいう。 第3子以降に該当助成金を引いた後、1/2軽減した保育料となる	3,630円		
		第2子			2,030円		0円		
		第3子以降			0円		0円		
⑦市民税所得割課税額 211,201円以上		第1子			17,450円		6,220円		
		第2子			4,610円		0円		
		第3子以降			0円		0円		

- ・ひとり親等世帯とは、母子・父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯をいう。
- ・同一世帯に、幼稚園児、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部または、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する小学校3年生までの兄若しくは姉が2人以上いるときは、保育料を免除する。